

2018年度県北リーグ（一般）規定

1. 当リーグは、県北リーグと呼ぶ
2. 県北リーグは、広島県北部バスケットボール協会が年度ごとに主催する
3. 広島県北部バスケットボール協会はリーグ内担当チームに運営を委託する
4. 広島県北部バスケットボール協会は必要に応じて運営に協力を行う

5. 運営

- ①運営はリーグ内担当チーム（代表）が行う
- ②担当チームは、代表者会議にて決定する
- ③担当チームはショットクロック及びオフィシャルセットの管理を行う
- ④担当代表は試合結果の管理（広島県北部バスケットボール協会担当者に結果報告を行う）
- ⑤担当代表は試合会場の確保及び組合せ等を決定、各チームに連絡を行う
- ⑥その他試合の関することの管理を行う
- ⑦担当代表は年会費を徴収する（体育館使用料、その他として）

注意：追加徴収を行うこともある

6. 競技規定

日本バスケットボール協会最新のルールにのっとり行う

注意：①コート 2 面を使用する場合には、1 面はショットクロックが旧式のため、14 秒リセットは行わない事とする

②選手登録について

*登録票にてリーグ参加チームが期日までに担当者に提出する

*中途の参加・脱退についてもチーム責任者が担当者に報告を行う

③高校生以下の選手登録について

*クラブに所属している選手の参加は認めない

*そうでない者については、親の承諾を得て、各チームの責任により参加させること ※事故・怪我等については各チームで責任を持つこと

7. 順位決定

年間を通して勝利数から順位決定トーナメントにより最終順位を決定する

8. 審判・TO

県北リーグに審判部を設置する（審判部長・副部長は協会が指名する）

- ①広島県北部バスケットボール協会は、年 1 回以上審判・TO 講習会を行う

*各チーム、最低 2 名は必ず受講し審判及び TO の向上に努める

- ②審判に対し必要以上の抗議を行わない

- ③審判は経験があり、ジャッジがしっかりできる者をチームが責任をもって選出すこと

注意：審判講習会を受講している者及びレフリースーツを着用して行う事

チームとして審判を出せない場合には、他チームに代行をお願いする

- ④審判を行うものは、JBA 公認 E 級審判員であること（義務付け）
- ⑤県北リーグに参加するチームは、年間を通して審判を行うものを、2 名以上審判部へ登録する

その他：＊リーグ参加及び帰宅のために移動中の事故、試合中の怪我については、広島県北部バスケットボール協会は一切責任を負わない
各チームでスポーツ保険に入るか、もしくは個人での対応をお願いします
盗難・駐車場でのトラブル、忘れ物などについて広島県北部バスケットボール協会は一切責任を負わない

以上

2014 年度県北リーグ規定	4 月 1 日適応
2016 年度県北リーグ規定	4 月 1 日改定
2018 年度県北リーグ規定	4 月 1 日改定